

(様式1)

## 職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

申請日： 令和7年10月3日

①学校名：	和歌山県立医科大学大学院(公立)		②所在地：	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	
③課程名：	保健看護学研究科保健看護学専攻博士前期課程 論文コース				
④正規課程／履修証明プログラム：	正規課程(修士)	⑤定員：	博士前期課程1学年12名 (令和6年度論文コース修了者数4名)	⑥期間：	2年間
⑦責任者：	保健看護学研究科長 水田 真由美	⑧開設年月日：	平成20年4月1日		
⑨申請する課程の目的・概要：	<p>本研究科は、広い視野と高邁な倫理観に立ち、人間の尊厳を重視する保健看護学における教育・研究を推進し、健康に関係する様々な分野と連携しながら保健・医療・福祉を取りまく環境に先駆的に対応できる資質の高い保健看護職者と健康関連専門職者の育成を目的としている。</p> <p>教育課程については、保健看護研究に取り組むにあたり必要となる基礎的知識・倫理的配慮等を学ぶ「共通科目」のほかに、「専門科目」として、「健康科学領域」(身体的、精神的、社会的側面から「健康」の保持増進に関連する諸科学を探求する領域)、「基盤看護学領域」(看護学の専門性に対応した看護学各分野における実践者、研究者、教育者の育成を目指す領域)、「生活・地域保健学領域」(家庭や地域、職域という人々の生活の場で展開される健康づくりの専門家を育成する領域)の3つの領域を設け、それぞれの学生の研究意欲に応じた科目選択が可能となるようにカリキュラムを構築している。</p>				
⑩10テーマへの該当	1 女性活躍	3 中小企業活性化	5 環境保全	7 医療介護 <input checked="" type="radio"/>	9 起業
	2 地方創生	4 DX	6 就労支援	8 ビジネス等	10 防災危機管理
⑪履修資格：	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学を卒業した者</li> <li>・学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者</li> <li>・外国において、学校教育における16年の課程を修了した者</li> <li>・外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者</li> <li>・文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)</li> <li>・大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、保健看護学研究科において、所定の単位を優れた成績を持って修得した者と認められた者</li> <li>・保健看護学研究科において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者</li> <li>・その他保健看護学研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者</li> </ul>				
⑫対象とする職業の種類：	看護師、保健師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、健康運動指導士等				
⑬身に付けることのできる能力：	<ul style="list-style-type: none"> <li>(身に付けられる知識、技術、技能)</li> <li>・身体的、精神的、社会的側面から「健康」の保持増進に関連する諸科学における専門的学識</li> <li>・保健看護の各分野における実践者、研究者、教育者としての理論、技術やその評価方法などに関する専門的学識</li> <li>・家庭や地域、職域という人々の生活の場で展開される健康づくりに関連する専門的学識</li> <li>・保健看護学研究を行うための倫理観・基礎知識・技術</li> </ul>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(得られる能力)</li> <li>・地域の解決すべき課題に対し地域の保健医療機関と協力して取り組み、地域の健康文化の形成と発展に貢献できる能力</li> <li>・保健看護分野を基礎から支える研究に取り組み、その学問の発展に貢献できる能力</li> <li>・社会的な健康問題に積極的に参画し、教育や政策の場でも新たに改革する者として、行動を起こせる能力</li> </ul>				
⑭教育課程：	<p>本研究科では、保健看護学の各分野における研究能力及び地域課題や社会的な健康問題に対し地域の保健医療機関と連携し、あるいは教育、行政の場で行動できる能力を養うため、次のようにカリキュラムを編成している。まず、保健看護学の基礎的知識を修得できるよう共通必修科目を配置し、さらに、研究テーマに直接的または間接的に関連する専門的知識を修得できるよう共通選択科目、専門科目及び特別研究科目を配置している。</p> <p>専門科目は、「健康科学領域」「基盤看護学領域」「生活・地域保健学領域」の3領域15分野から構成され、領域ごとに複数の特論・演習の科目を配置し、必ずセットで履修することを要件としており、学生は各領域の中から専攻分野を選択し、実務家教員等による講義をもとに、レポートやディスカッション、プレゼンテーションが中心となる学生主体の学修に取り組む。</p> <p>特別研究科目では、自ら研究計画を立案し、専攻分野の研究に取り組むことで、保健看護学研究の意義や特徴を理解し、客観的・科学的に考察する能力を養う。</p>				

⑯修了要件(修了授業時数等):	本研究科に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで修士論文を提出し、その審査と最終試験に合格すること						
⑰修了時に付与される学位・資格等:	修士(保健看護学)						
⑱総授業時数:	84	単位	⑲要件該当授業時数:	68	単位	⑲要件該当授業時数／総授業時数:	81 %
⑳該当要件	企業等	双方向	<input type="radio"/>	実務家	<input type="radio"/>	実地	<input type="radio"/>
㉑成績評価の方法:	<p>講義・演習では、レポート、プレゼンテーション、筆記試験の成績などから総合的に判断する。          修士論文は、論文審査委員による口頭試問によって最終試験を行い、合否を判定する。</p>						
㉒自己点検・評価の方法:	法人内に「和歌山県立医科大学評価委員会」を設置しており、毎年度、学校教育法第109条第1項に定める自己点検・評価を実施するとともに、ホームページにより評価結果の公表している。						
㉓修了者の状況に係る効果検証の方法:	<p>就業している学生が多数を占めることから、例年1月頃に授業評価・生活等に関するアンケート調査を実施しており、その結果を本研究科内に設置している自己点検・評価委員会で分析・評価することにより、次年度以降の講義内容の改善等に役立てている。          また、修了者の活動状況について就業する医療機関と情報交換を行い、その結果を分析・評価することにより教育効果を検証している。</p>						
㉔企業等の意見を取り入れる仕組み:	(教育課程の編成)  本法人の設立団体である和歌山県が設置している「和歌山県公立大学法人評価委員会」による評価を受けている。当委員会には外部委員(他大学教員、医療機関の長及び看護協会関係者等)が参画しており、様々な意見や指摘を受けている。これに対して法人内の「和歌山県立医科大学評価委員会」において対応方針をとりまとめ、実際の対応については保健看護学研究科委員会等で検討する仕組みとなっている。						
	(自己点検・評価)  法人内に「和歌山県立医科大学評価委員会」を設置しており、毎年度、学校教育法第109条第1項に定める自己点検・評価を実施している。その過程において、外部からの意見への対応状況等も含めた自己点検・評価を行っている。						
㉕社会人が受講しやすい工夫:	長期履修制度、夜間・休日の開講、オンライン授業						
㉖ホームページ:	<a href="https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/daigakuin-hokenkango/index.html">https://www.wakayama-med.ac.jp/dept/daigakuin-hokenkango/index.html</a>						

事務担当者名①	深田 崇史	担当部署:	保健看護学部事務室	
事務担当者名②	木村 真緒			
事務担当者連絡先:	(電話番号)		073-446-6700	
	(担当係E-mail)		<a href="mailto:mikazura@wakayama-med.ac.jp">mikazura@wakayama-med.ac.jp</a>	
	(担当者①E-mail)		<a href="mailto:fukada@wakayama-med.ac.jp">fukada@wakayama-med.ac.jp</a>	
	(担当者②E-mail)		<a href="mailto:kimura-mao@wakayama-med.ac.jp">kimura-mao@wakayama-med.ac.jp</a>	